

# Bさん 70代女性 満期出所

# 生活保護法の事業所へつないだ方(生活保護



平成 年10月 🗘



平成 年1月 ○ 面談・アセスメント

3月 ○ 受け入れ先が決定 「合同支援会議」の開催

4月 ♦ 満期出所、引継ぎ



救護施設

フォローアップ支援

#### プロフィール

**身**: 県F市

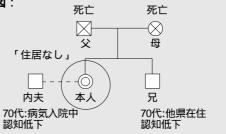
IQ相当値: 48 (CAPAS)(療育手帳取得なし)

名:詐欺

入所度数:1度(今刑: 県B市刑務所)

期:懲役2年11か月

家 系 図:



### 生活歴・犯罪に至った経緯:

中学(普通学級)卒業後、20代で就職(住み込みの工場)のためA 市へ転居。そこで、内夫と出会い事実婚。A市にて内夫と共に自営業 等を営む。60代の時に内夫が病気で倒れ入院。生活費が入らなくなり、 知人にお金を借りてその日暮らしをしていたが、家賃滞納でアパート を追い出される。

生活に困りホテルに無銭宿泊し逮捕されるが「保護観察付執行猶予」。 保護観察中に寸借詐欺を行い、逮捕・受刑に至る。

# 相談受付



県保護観察所(他県センター未設置)より協力等依頼。

# 面談・アセスメント

1月



「もう一人では生きていけない。助けて下さい」

「出来ることならふるさとの 県F市に帰りたいが、そう無理は言えないので 県に帰りたい」

(課題)

住民票は 県G市に残っていたが、帰る家がない。

生活資金がなく、身寄りもいない。(実兄・内夫からの支援は、期待出来ない) 知的障がいの疑いがあるが、療育手帳の取得はない。 高齢である。

49

2~3月

7

# 福祉の手立ての検討

- ① どこが窓口(援護の実施)になるのか? まずは、住民票が残っていたG市を窓口として協議を開始
- ② どの福祉につなげるか? 「課題」をふまえ「障がい者福祉」「高齢者福祉」「生活保護」を総合的に検討

# Ġ

#### 障がい者福祉

## (療育手帳の取得): ×

県知的障害者更生相談所と協議

県の判定基準では「18歳以前に知的障がいが発生したことの証明が必要」(本人には認知症が進行した身内しかおらず証明が難しい)。証明されたとしても、本人の年齢から「知的なのか認知症なのか」判定が難しい。

### (障がい福祉サービスの利用申請): ×

F市障害福祉課と協議

F市では障がい福祉サービス利用のためには「療育手帳」の取得が前提。

# M

#### 高齢者福祉

## (養護老人ホームへの措置): x

F市高齢福祉課と協議

待機者が多く、利用には2~3年待ち。F市として特段の配慮は出来ない。

### (宅老所(入所)の利用): \*

F市高齢福祉課と協議

保証人等の問題があるので、生活保護の受給が必要と思われる。

#### (在宅介護対応型軽費老人ホーム (ケアハウス)の利用): x

F市高齢福祉課と協議

F市の「在宅介護対応型軽費老人ホーム (ケアハウス)」は、生活保護受給者は利用できない。

#### (要介護認定の申請):

F市高齢福祉課と協議

受刑中に認定調査を行うことは可能だが、介護保険料の納付実績がなければ3割負担となるため、生活保護の受給が前提と思われる。

# 21000

#### 生活保護

# (生活保護の受給):

F市生活保護課と協議

生活保護は「現在地主義」なので、どこで申請を行い、どこが援護の実施になるか検討が必要。

#### (救護施設への措置):

F市高齢福祉課と協議

生活保護を受給しても、救護施設側の受け入れがすぐに可能かといった問題がある。

「障がい者福祉」「高齢者福祉」では、福祉的手立てを講じることが出来ないため、「生活保護を受給し、救護施設へつなげる」手立てを具体的に検討していく

# 援護の実施市町村との調整

2~3月

① まず 県内にある複数の「救護施設」に受け入れ確認を行う。 日市にある救護施設から「行政からの正式な依頼があれば受け入れ可能」との回答

② 帰る場所が無い対象者が、生活保護を申請(受給)するためには?

退所後の「居所(現在地)」の確保が必要

# 

#### 「居所 = 援護の実施」の検討

### (刑務所所在地であるB市):

申請・受給決定後、他県救護施設へ「措置」することになる。刑務所所在地であるがために「援護の 実施」となるのは一極集中を招くとのこと。

### ( 県婦人相談所(C市に設置):

緊急を要する場合であれば、一時的なシェルターとして利用可。ただし、そこから生活保護を申請し、他市救護施設へ入所するのであれば、援護の実施となるC市の了解が必要。

C市と協議するが、一時的な居所がC市にあるがために、H市の救護施設へ入所する方の「援護の実施」にC市がなることは、前例として好ましくないとのこと。

# シェルター機能を有する民間施設等(F市): ○

県F市の社会資源を当たっていく中で「教会」が一時的な受け入れを快諾。

## 受け入れ先事業所 救護施設

生活保護の援護の実施 県H市

退所後の居所 教会( 県 F 市)

4

# 「合同支援会議 (ケア会議)」の開催

3月

退所後の居所が「教会(F市)」に確定したことで、「合同支援会議(ケア会議)」を行う。

#### (メンバー)

- ・F 市生活保護課
- ・教会(F市)
- ・救護施設(H市)
- ・長崎県地域生活定着支援センター

# (協議・確認事項)

- ① 改めて対象者の情報を提供し、生育歴・ニーズ・課題等の共有化をはかる。
- ② 出所後「いつ申請を行い」、「いつから救護施設が利用可能か?」、「そのために必要な書類は?」等といった点について協議・確認する。
  - ➡協議の結果、本人の状況を勘案し「矯正施設退所日にF市で申請後、即保護開始」の手立てが講じられる ことになる。しかし、救護施設側の受け入れ態勢が退所翌日でないと整わないため、退所日は教会に一泊 し、翌日に救護施設へ入所することになる。
- ③ 移送の確認
  - ⇒「退所(矯正施設退所日: 県B市) 救護施設受け入れ(翌日: 県H市)」までを長崎県地域生活定 着支援センターが行う。
- ④ 救護施設からの要望

救護施設は本来、生活保護上の自立助長を目指していく施設であるべきなので、Bさんについても、この救護施設を「終の棲家」として捉えて利用してもらっては困る。

⇒救護施設入所後、できるだけ早期にH市高齢福祉課へ「養護老人ホーム」の入所申請を行うことを確認。

# 満期出所・受け入れ先事業所へ引継ぎ



退所日

翌日

約一か月後)

退所→教会(一時保護)→生活保護申請→教会(一時保護) → 救護施設

養護老人ホーム 入所申請

**◆**──長崎県地域生活定着支援センターの職員が一泊を共にする**──▶** 

🤜 保護施設(生活保護法)( 県H市)





将来的には養護老人ホームへの移行を目指す

5

# フォローアップ~次の出口を見据えた支援

4月~

定期的な連絡、訪問の実施。

施設内での問題行動(飲酒等)が起こった際には、救護施設へ訪問し、本人との面談(気持ちの引き締め) 及び担当職員との課題解決に向けた協議を実施。

現在、「救護施設からの次の出口を見据えた支援 (養護老人ホーム入所等)」を、救護施設職員、H市ケースワーカー、H市高齢福祉課、長崎県地域生活定着支援センターとの4者間で適宜連絡・調整をしながら行っている。

Point

# 救護施設という「総合的機能を有する社会資源」の活用

~定着支援センターと救護施設間での連携体制の確立

救護施設は、障がい・高齢・生活困窮・社会的困窮者等といった社会的弱者を分け隔てなく受け入れる総合施設として、これまでにも矯正施設退所者等を受け入れた実績があります。

しかし、これまで救護施設からの地域移行(出口支援)に関しては、一救護施設におまかせ状態にあり、結果として 救護施設側への負担増となり、利用者の滞留・高齢化といった問題が顕在化していました。

そこで、救護施設につなぐだけではなく、今事例のように「救護施設からの出口支援」にも関与し、救護施設をサポートして体制を整えていくことで、救護施設側への「安心材料」となり、さらには利用者の滞留・高齢化といった課題解決にもつながっていくことで、双方にメリットがあるのではないでしょうか。

Point 2

# 地域に眠っている社会資源の活用

今事例では、矯正施設退所後の緊急一時的な公的なシェルターが確保できずに苦慮しましたが、地域の中にあった「教会」という社会資源にアプローチしていくことで、なんとか一時保護の場所を確保することができました。

対象者の支援にあたっては、公的資源の活用だけでは なく、多角的な視点で地域に眠っている社会資源にアプローチしていくことも必要不可欠だと思われます。 Point 3

## 本人と寄り添う時間の大切さ

福祉の支援を必要としている高齢者・障がい者の大半の方が、「本当に行き先があるのだろうか…?」「本当に誰か迎えに来てくれるだろうか…?」といった『退所への不安』を抱いて退所日を迎えています。

Bさんも退所時の出迎えに対して、涙を流して喜ばれていました。その後、故郷への道中だけでなく、教会での一時保護(一泊)の際にも、長崎県地域生活定着支援センター職員が一緒に寝起きし、本人へ寄り添うことに努めました。

短い時間でしたが、今日ある本人との信頼関係は、矯正施設内での面談だけでは築けていなかったと思います。